

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月24日（平成30年（行個）諮問第77号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行個）答申第204号）

事件名：本人が開設する特定保険医療機関に対して実施された個別指導後の措置検討資料の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が開設する特定保険医療機関に対して実施された個別指導後の措置検討資料，再指導の判断が行政手続法1条に基づき公正に行われたことが分かる資料，必要があれば後から作ったものでもよいです」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき，「指導後の措置検討資料（医科）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，開示した決定については，別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として，改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，四国厚生支局長（以下「処分庁」という。）が，平成30年1月31日付け四厚発0131第34号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（添付資料省略）

ア 経過

（ア）2016年，開業1年目の新規個別指導を受けた。

（イ）いくつかの指導事項を文書で受け取り，同時に再指導の通知を受けた（②）。

（ウ）どこがいけなくて再指導になったのか厚生支局及び厚生支局特定事務所に尋ねたが，明確な回答が得られず開示請求をした。

（エ）その結果，開示されたのは様式に2箇所のチェックが入ったものだけのもので，面接指導の結果をどのように考慮して再指導の決定を下したのか，全く知ることができない貧弱なものだった（①）。

イ どのような開示を期待していたか

(ア) まず、面接時の様子を記録したもの（速記，メモ）等が残っているはずである。

(イ) 次に，それを所定のチェックシート等にまとめたものがあるはずである（例えば③）。

(ウ) ついで，チェックシートを評価して得点化などフェアな判断が行えるよう客観化した記録があるはずである。

(エ) その客観化のプロセスに資するための基準を示した手引き書の様なものが存在するはずである。

(オ) 医師2名いたので，協議のプロセスの記録があるはずである。

ウ 何故開示請求するか

(ア) 試験に落ちたと同然に受け止めている。次は再試ということだが，再試に落ちたら落第ということをお心配している。

(イ) 責任者の主観で不合格となったわけではないことを説明して欲しい。

(ウ) 何が特にいけなかったのか知ることによって次回以降の対策を立てることが出来る。

(エ) 本来，行政指導では調査権限がないはずなのに任意で協力した結果，懲罰的な決定（再呼出しと直接指導，患者のプライバシー提供）が下されるというのは納得できない。

添付資料① 今日開示されたもの

② 指導内容と私の回答

③ 個別指導のチェックシートとして（他の人の請求により）既に開示されているものの抜粋（最初と最後の頁）

(2) 意見書

ア 理由説明書1（1）及び（2）について，開示資料は様式にレが入っただけのものなので「公正に行われたかがわかる」内容ではありませんでした。

イ 理由説明書3（4）によると以下の流れですが，文書では個別指導をしたことしかわかりません。

(ア) 当日，指導チェックリスト

(イ) 後日，過去の事例と比較

(ウ) 打ち合わせ

(エ) 決裁

(オ) 文書

ウ 個別指導の行い方については，特別法で特に定めがある点を除いては行政手続法の原則（公平・透明性）が適応されると思います。

ところが，上記イ（オ）のみで情報開示を済ませるとするなら，上

記イ（ア）ないし（エ）のプロセスはブラックボックスであり，行政指導としての適正を疑います。

個別指導は医療機関に対し，経済的（休診による逸失利益），時間的，心理的負担が大きいものと思われ，実際に新潟や長野で若手医師が新規指導に関連して自殺しているようです。

よって，個別指導の決裁は事実行為のレベルにとどまらず，処分に近いものと感じます。

医療機関にとって重圧的な決裁をする以上，説明責任を果たして頂きたいと思います。

上記イ（ア）は開示可能。

上記イ（イ）は透明性の原則により閲覧可能となるのではないのでしょうか？可能となれば，分量が多いかもしれないので，支局へ出向くつもりです。

上記イ（ウ）については，どこで誰が打ち合わせをして，どのような話をしたのか，説明して頂きたいと思います。

エ 行政手続法は，努力義務に過ぎないという見方もできるかもしれませんが，指導というのは，する側される側の信頼関係があって初めて成立するものだと思います。

昨今の報道では，厚生行政に対する信頼が揺らいでおります。医の倫理に反するようなことまで指導してしまえるというのは看過できない事態ではないのでしょうか？

再検討頂きたいと思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は，平成30年1月25日付けで処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，本件請求保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，同年2月19日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分で特定した本件対象保有個人情報の範囲は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件開示請求は，「本人が開設する特定保険医療機関に対して実施した個別指導後の措置検討資料，再指導の判断が行政手続法1条に基づき公正に行われたことがわかる資料」に関して行われたものである。

このため、処分庁は、「特定日開催の「措置検討打合せ」に係る関係資料」を本件対象保有個人情報として特定した。

(2) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

(3) 保険医療機関等に対する指導について

指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対して、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性等により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の4種類がある。

なお、新規個別指導は、新規指定より概ね6カ月を経過した保険医療機関等に対して実施しており、新規個別指導後の業務は、個別指導後の業務に準じて行うこととしている。

(4) 原処分の妥当性について

個別指導後の措置については、指導担当者において指導当日のチェックリスト等を精査し、指摘事項が過去の事例と比較して齟齬がないか等

の確認を行った後、指導担当者等の協議（本件における「措置検討打合せ」を意味する。）により、指導対象保険医療機関等に対する指摘事項等と合わせて意思決定に諮る案を取りまとめている。

この協議は、新規個別指導を行った地方厚生（支）局都道府県事務所等（以下「各事務所等」という。）において指導後の措置等を決裁行為により意思決定する前段階として、指導担当者から事務所内関係者に指導内容、指摘事項、指導後の措置等の案の内容説明を行っているものであり、その運営方法については法令又は通知等による特段の定めがないことから、各事務所等に委ねられており、資料の作成が義務づけられているものではない。

本件の場合、審査請求人を開設者とする保険医療機関の新規個別指導後の措置等に関し、原処分において既に開示している「指導後の措置検討資料（医科）」により、「措置検討打合せ」は行われていることが確認でき、指導における指摘事項、指導後の措置案等が記載されている上、当該会議の結果、取りまとめられた指導後の措置が記録されている。

また、指導後の措置決定のための決裁行為に入る前段階である「措置検討打合せ」については、その結果も含め、文書を作成して行われているが、その他の資料を作成する必要はない。

以上のことから、本件対象保有個人情報は全て開示されており、処分庁の決定に不合理な点は認められず、原処分は妥当と考える。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、本件対象保有個人情報以外の文書があるはずと主張しているが、これに対する諮問庁の説明は上記（4）のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年4月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成31年2月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全てを開示する原処分を行っ

た。

これに対し、審査請求人は、本件請求保有個人情報に該当する情報が他にもあるはずとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4））において、以下のとおり説明する。

個別指導後の措置については、指導担当者において指導当日のチェックリスト等を精査し、指摘事項が過去の事例と比較して齟齬がないか等の確認を行った後、指導担当者等の協議（「措置検討打合せ」を意味する。）により、指導対象保険医療機関等に対する指摘事項等と合わせて意思決定に諮る案を取りまとめている。

この協議は、新規個別指導を行った各事務所等において指導後の措置等を決裁行為により意思決定する前段階として、指導担当者から事務所内関係者に指導内容、指摘事項、指導後の措置等の案の内容説明を行っているものであり、その運営方法については法令又は通知等による特段の定めがないことから、各事務所等に委ねられており、資料の作成が義務づけられているものではない。

本件の場合、審査請求人を開設者とする保険医療機関の新規個別指導後の措置等に関し、原処分において既に開示している「指導後の措置検討資料（医科）」により、「措置検討打合せ」は行われていることが確認でき、指導における指摘事項、指導後の措置案等が記載されている上、当該会議の結果、取りまとめられた指導後の措置が記録されている。

また、指導後の措置決定のための決裁行為に入る前段階である「措置検討打合せ」については、その結果も含め、文書を作成して行われているが、その他の資料を作成する必要はない。

以上のことから、本件対象保有個人情報は全て開示されており、処分庁の決定に不合理な点は認められず、原処分は妥当と考える。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 四国厚生支局では、新規個別指導は、担当者が個人用のメモとして使用するチェックリスト（上記第3の3（4）でいう「チェックリスト」と同一のもの。以下、同じ。）及び別紙の9ないし17に掲げる文書を用いて実施され、その後、担当者が、これらのうち、チェックリスト並びに別紙の9及び17に掲げる文書を用いて指摘事項の素案を作成するが、この素案は、別紙の5に掲げる文書の形で作成される。

イ 指摘事項の素案が作成された後、指導担当者等の協議（措置検討打合せ）が行われる。具体的には、指導担当者から事務所内関係者に指導内容、指摘事項、指導後の措置の案について説明を行った上で、指導後の措置等について検討が行われるが、その際には、チェックリスト、「指導後の措置検討資料（医科）」（原処分において特定した文書）及び別紙の2ないし17に掲げる文書を用いている。

ウ 指導担当者等の協議（措置検討打合せ）については、特段の定めはなく、議事録等は作成されていない。また、検討結果は、「指導後の措置検討資料（医科）」に記録されるのが一般的な取扱いとされている。

エ その上で、別紙に掲げる文書及び「指導後の措置検討資料（医科）」を用いて決裁が行われ、決裁後、指導対象の医療機関及び新規個別指導を共同で実施した県に対して、新規個別指導の実施結果が通知される。

オ なお、チェックリストとは、医科個別指導講評及び個人メモで構成され、前者は、新規個別指導時に指摘が多い事項を一覧表に取りまとめたものであり、後者は、新規個別指導の際に確認すべき事項を事前にまとめたものであり、処分庁では、いずれも個人文書として扱っており、既に廃棄されている。

カ 新規個別指導から実施結果通知発出までの各段階における資料は全て決裁文書として集約されており、それ以外の文書は存在しない。

(3) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、いずれの文書も審査請求人が開設する特定保険医療機関に対して実施された個別指導後の措置検討に用いた文書であり、本件請求保有個人情報に該当すると認められる。

イ また、チェックリストについては、処分庁では個人文書として既に廃棄しており、議事録等については、これを作成していない旨の上記(2)の諮問庁の説明は、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、是認せざるを得ない。

ウ したがって、四国厚生支局においては、本件対象保有個人情報の外に別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、四国厚生支局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

「意思決定に諮る案」に係る決裁文書（「指導後の措置検討資料（医科）」を除く。）

- 1 鑑
- 2 平成29年度 新規個別指導実施結果
- 3 指導・監査実施状況一覧表
- 4 四国厚生支局及び特定県による社会保険医療担当者の新規個別指導の結果について（通知）
- 5 別紙 社会保険医療担当者の個別指導における指摘事項（上記4の別紙）
- 6 個別指導に係る改善報告書様式
- 7 返還金関係書類
- 8 四国厚生支局及び特定県による社会保険医療担当者の新規個別指導（医科）の実施結果について
案2 共同で指導を行っている特定県に対する指導結果の事務連絡
- 9 個別指導調書
 - 10 保険医療機関の概要
 - 11 業務手順の流れ図
 - 12 個別指導 出席者名簿
 - 13 診療費領収書等
 - 14 処方せん
 - 15 個別指導対象患者一覧
 - 16 診療報酬明細書
 - 17 一部負担金チェック表